

一般社団法人 日本LD学会

名誉会員推薦規程

第1章 通則

第1条

一般社団法人 日本LD学会 定款第5条(2)により本規程を定める。

第2章 目的と名称

第2条

本学会の運営に功労のあった者で、理事会の推薦と社員総会の承認を得た個人を本学会の「名誉会員」とする。

第3章 推薦の条件

第3条

「名誉会員」は、本学会の運営と発展に功労のあった者、及びLD関係の研究に尽力しその成果が著しい者の中で、次の3つの条件に当てはまる者を名誉会員に推薦する。ただし、推薦候補者が理事、監事、代議員の職に就いている場合は、推薦しない。

- 1 原則として、本学会入会後5年以上を経過している正会員であること。
- 2 次のいずれかの条件に該当していること。
 - (1) 理事長（日本LD学会会長）、副理事長（日本LD学会副会長）、常任理事、監事を1期以上務めていること。
 - (2) 理事を2期以上務めていること。
 - (3) 年次大会会長を務めていること。
 - (4) その他これに準ずるもの。
- 3 年齢が原則として70歳以上であること。

第4章 推薦者の決定

第4条

常任理事会で推薦候補者を選出する。推薦候補者について通常理事会の承認及び、社員(代議員)総会

において、次年度の４月１日から名誉会員に就くことについて承認を得る。社員（代議員）総会で承認が得られた推薦候補者へ次年度から名誉会員となる旨の諾否確認を行う。

第５章 名誉会員の処遇

第５条

次の各号にあげる処遇を受けるものとする。

- １ 正会員と同等の権利を有する。ただし、代議員選挙の選挙権・被選挙権は有しない。
- ２ 理事、監事、代議員に就くことはできない。
- ３ 年度会費、年次大会参加費、年次大会時の交流会参加費、研究集会参加費、研究集会時の交流会参加費の納入を免除する。

第６章 名誉会員証の授与

第６条

理事長は、年次大会において、前条によって決定した名誉会員推薦候補者に対して名誉会員証の賞状と記念品を授与する。

第７章 改定

第７条

本規程の改定は、理事会または常任理事会の議決による。

附則

- １．本規程は、2025（令和７）年６月１日から施行する。
- ２．本規程の施行日をもって、従前の名誉会員の推戴に関する内規は廃止する。

名誉会員推薦規程に関する申し合わせ

本規程第３条２(４)の具体例として、研究集会の実行委員長を含む。